

# NEWS

～ 平成14年8月

## 岡経営労務事務所／経営労務協会（労働保険事務組合）

社会保険労務士 岡 忠之

社会保険労務士 岡 健治

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-11-10

TEL 045-562-3070 / Fax 045-562-9441

URL <http://homepage2.nifty.com/oka-office/>

### 今号のお知らせ 労災保険について（労災事故が起きてしまったら・・・）

今年も非常に暑い夏となりました。例年、夏から秋口にかけては【労災事故】が多発する時期となります。今号は、万が一労災事故が起きてしまった場合の労災保険の適用についてお知らせします（今さらですが……）。

#### ■ 労災保険の対象・・・『いつ？』

労災保険は、[工作中的業務災害]と[通勤途中の通勤災害]のケガ等が対象となります。[業務災害]、[通勤災害]ともに、本来の仕事や本来の通勤経路からはずれたときに起きた事故については、労災保険の対象となりません。

#### ■ 労災保険の対象・・・『どこで？』

##### 【建設業以外の労災】

[業務災害]…事業所内外を問いません。営業、集金、納品、出張など事業所外のケガでも[業務災害]となります。

[通勤災害]…事業所との通勤途中のケガ、営業、集金、納品等で事業所外から自宅へ戻る途中（いわゆる直行直帰等）のケガが対象となります。

##### 【建設業の現場労災】

[業務災害]…原則として各現場内のケガが対象となります。建設業の事務所等において、始業準備、後片づけ、得意先への集金途中に起きたケガについては「現場労災」とはなりませんので、別途「事務所労災」の適用を受けることとなります。

[通勤災害]…各現場との通勤途中のケガが対象となります。現場から本社などに戻り、その後自宅へ戻る途中のケガは「現場労災」ではなく本社などの「事務所労災」が適用されます。

#### ■ 労災保険の対象・・・『誰が？』

労災保険でいう【労働者】が労災保険の対象となります。経営者の役員等は【労働者】には該当しませんので、労災保険の対象となりません。しかし、経営者の場合でも労働者と同様な作業を自ら行っている場合が多く、一定規模以下の経営者等については、【労災保険の特別加入】をすることが出来ます。【労災保険の特別加入】をする場合は厚生労働省認可の【労働保険事務組合】へ事務委託する必要があります。弊事務所におきましても【労働保険事務組合】を併設しております。

## ■ 労災保険の対象…『どこの会社の労災保険を使うのか？』

### 【建設業以外の労災】

建設業特有の【下請】といった考えは行いませんので従業員所属会社の労災保険を使います（出向労働者、派遣労働者等の場合には、別途規定があります）。A社の労働者が、自社製品をB社へ納品する際にB社内の倉庫でケガをしたような場合には、B社の労災保険ではなく、所属会社A社の労災保険が適用されます。

### 【建設業の現場労災】

現場工事が数次の請負（いわゆる下請）によって行われている場合、現場工事内で起きたケガは、すべて【元請】の労災保険を使います。C社が元請し、C社→D社→E社と順に【下請】した工事現場でE社の従業員がケガをした場合には、E社の労災保険ではなくC社の労災保険を使います。また、D社、E社の社長がケガをした場合には、【労働者】ではありませんので元請といえどもC社の労災保険は対象となりません。この場合には、D社、E社で【労災保険の特別加入】をしていれば【労災保険の特別加入】が適用されますが、それ以外の場合は労災保険の適用はされません。

## ■ 労災事故発生と労災保険料の関係…労災保険料への影響

自動車の任意保険では、前年の事故発生有無により翌年の保険料が上下する仕組みが取られているようです。労災保険の場合は、一定規模未満の会社や一定請負金額未満の現場工事については、自動車保険に見られるような「メリット制」はありません。「メリット制」が適用されるのは、一定規模以上、一定請負金額以上の場合のみとなります。また、【通勤災害】によるケガは加味されません。

### 【メリット制が適用される場合】

1. 労働者 100 人以上の事業
2. 労働者 20 人以上 100 人未満の事業のうち、  
労働者数×（労災保険料率－通勤災害料率）が 0.4 以上の事業
3. 一括有期は確定保険料額が 100 万円以上である事業（単独有期は別途基準あり）

※メリット制が適用される事業では、最大±40%（一括有期は±35%）の範囲で増減します。

## ■ 労災保険と健康保険の関係…労災のケガを【健康保険】で使えるか？

仕事中、通勤途中にケガをした場合に『とりあえず健康保険証』で受診なさるケースが多々あります。仕事中、通勤途中のケガでは健康保険（特に政府管掌健康保険、健康保険組合）は使えません。政府管掌健康保険、健康保険組合では、レセプトから事故の状況についてケガの日時、部位、程度を審査する機関があり、仕事中、通勤途中のケガであることが分かったときには【労災保険】に切替えることとなります。【労災保険】に切替える際には、受診治療費を一旦全額負担し、該当領収書を添付して労働基準監督署へ請求するなど、本人、会社とも手続が大変煩雑になります。仕事中のケガ、通勤途中のケガが起きてしまった場合には、『とりあえず健康保険証』ではなく、医療機関に労災である旨をお申し出下さい。先の【メリット制】でご案内の通り、一定規模以下の事業では、労災保険を使うことによる労災保険料の上昇はありません……。

## ■ 万一、労災事故が起きてしまったら…

なるべく「労災指定病院」で受診なさって下さい。一定規模以上の病院では、ほとんどが「労災指定病院」となっています。また、早めに弊社事務所へのご連絡をお願いいたします。